

方向性 1 経済センサスの法定化

【経済センサスを統計法で直接規定する基幹統計調査にできないか】

現状：経済センサスは、これまでの統計改革の成果として、平成21年から実施されており、調査の創設当初から段階的に整備されたことにより、現在は国勢調査の事業所・企業版という統計体系上より重要な位置づけが事実上なされている。しかし、国勢調査のように認知度は高くなく、統計法上個別にその実施等が明記されていない。

⇒ 経済センサスについて、国勢調査と同様に統計法で直接規定することにより、調査の実施を義務とできないか。

統計法（平成19年法律第53号）抄

（定義）

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

- 一 第五条第一項に規定する国勢統計
- 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

（国勢統計）

- 第五条** 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。
- 2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。
- 3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。

改正案

- 「基幹統計」の定義に「経済構造統計」を追加できないか。
 - 国勢統計との並びで「経済構造統計」を作成するための統計調査として「経済センサス」の実施を規定できないか。
- ※ 現行の経済構造統計は、経済センサス－活動調査（全数）、経済センサス－基礎調査（抽出）及び経済構造実態調査（抽出）の3つの基幹統計調査から作成されているため、5年に1度の全数調査とそれ以外の年の全数調査以外の方法による調査で構成するものとする規定を想定
- ※ 経済センサスの法定化に際し、その調査票情報が事業所母集団データベースの整備に利用されることを法律上明示

統計法第2条第4項第3号の規定により総務大臣が指定する基幹統計一覧（抜粋）

名称	作成目的	作成者	作成方法
経済構造統計	すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	総務大臣 及び経済 産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

方向性2 事業所母集団データベースの精度向上

【事業所母集団データベースの照会への回答を義務化できないか】

現状：総務大臣が事業所母集団データベースを整備する方法として「基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法」が規定されている。この「照会」は任意の協力を前提としており、照会先に対する報告義務は課されていない。照会に対する回答率が高くなく、回答内容の精度が不十分である。

⇒ 基幹統計調査の報告義務と同様に、事業所母集団データベースの整備のために報告を求めることとし、この求めに対し応ずることを義務化することにより、精度向上に寄与できないか。

統計法（平成19年法律第53号）抄

（定義）

第二条

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

（事業所母集団データベースの整備）

第二十七条 総務大臣は、行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者（当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体。第二十九条第一項において同じ。）の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、**法人その他の団体に対する照会**その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

基幹統計調査の場合は、以下のとおり報告義務の規定が存在

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、**これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。**
- 3 第一項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

改正案

● 第27条において、照会対象に報告を求めること及び求めに応ずることを義務化する規定を追加し、事業所母集団データベースの精度及び網羅性を確保し、経済センサス中間年における経済統計の精度向上にも寄与できないか。

※ 報告を求める内容については義務がかかることから、①どのような内容を報告させるかについては、あらかじめ公正で透明性の高いプロセスを経るべきことや、②報告を受けた内容の適正管理義務を課すなど、所要の措置が必要ではないか。

方向性3 事業所 I D の利用推進

【事業所母集団データベースに付与されている事業所 I D を各府省が記載・管理することとできないか】

現状：事業所母集団データベースには事業所 I D として共通事業所コードが付与されており、事業所母集団データベースを名簿情報として実施される調査の調査票情報をリンクさせるためのキーとして活用できる可能性があるものの、現時点においては各調査の調査票情報のほとんどは事業所 I D が記録されていない。

⇒ 各府省が事業所・企業を対象とする調査を実施する際、調査票情報に事業所 I D 及び法人番号を記載することとし、報告者の負担軽減につながる重複排除や高度な分析を推進できないか。

共通事業所コード	商号（企業名）	法人番号	事業所名	所在地	電話番号	産業分類	企業の資本金	従業者数		活動状態
111111110	A工業株式会社	111111111111	西が丘本社	東京都北区西が丘〇-〇-〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	E 製造業	10億円	20人		活動中
111111120	A工業株式会社	111111111111	赤羽工場	東京都北区赤羽台〇-〇-〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	E 製造業	10億円	90人		活動中
111111130	B通信株式会社	222222222222	浜松西本社	静岡県浜松市中区〇〇町〇〇号	053-〇〇〇〇-〇〇〇〇	G 情報通信業	1億円	500人		休業

事業所母集団
データベース
(データイメージ)

調査対象の抽出

共通事業所コード	商号（企業名）	調査事項①	調査事項②	調査事項③
111111110	A工業株式会社
111111120	A工業株式会社
111111130	B通信株式会社

調査票情報（調査 A）

共通事業所コード	商号（企業名）	調査事項ア	調査事項イ	調査事項ウ
111111110	A工業株式会社
111111140	C食堂株式会社
111111150	C食堂株式会社

調査票情報（調査 B）

共通事業所コード	商号（企業名）	届出事項A	届出事項B	届出事項C
111111110	A工業株式会社
111111140	C食堂株式会社
111111150	C食堂株式会社

行政記録情報

事業所 I D によるリンケージにより
報告者の負担軽減につながる重複排除や高度な分析が可能に

改正案

- 第27条第1項の規定に基づき事業所母集団データベースを整備するに当たっては、総務大臣は事業所 I D（特定の事業所を識別するための番号）及び法人番号を指定し、法人番号とともに記録するとともに、
- 行政機関の長は、その行う事業所・企業を対象とする調査に係る調査票情報に事業所 I D 及び法人番号を記録することとしてはどうか。

※ 図のように調査票情報だけでなく、他の行政記録情報と連携することが考えられないか。

方向性4 事業所母集団データベースの利用範囲の拡大

【事業所母集団データベースの利用を二次的利用と同様にできないか】

現状：事業所母集団データベースの利用目的は事業所を対象とする調査の対象抽出及び事業所に関する統計の作成に、情報提供先は行政機関等に限定されており、統計的研究のための利用を想定した提供規定にはなっていない。

⇒ 方向性3において示されているIDの利活用も念頭に、また、調査票情報の二次的利用に係る検討内容も踏まえ、事業所母集団データベースの利用目的及び情報提供先を二次的利用制度と同じレベルに拡充できないか。

統計法（平成19年法律第53号）抄 （事業所母集団データベースの整備）

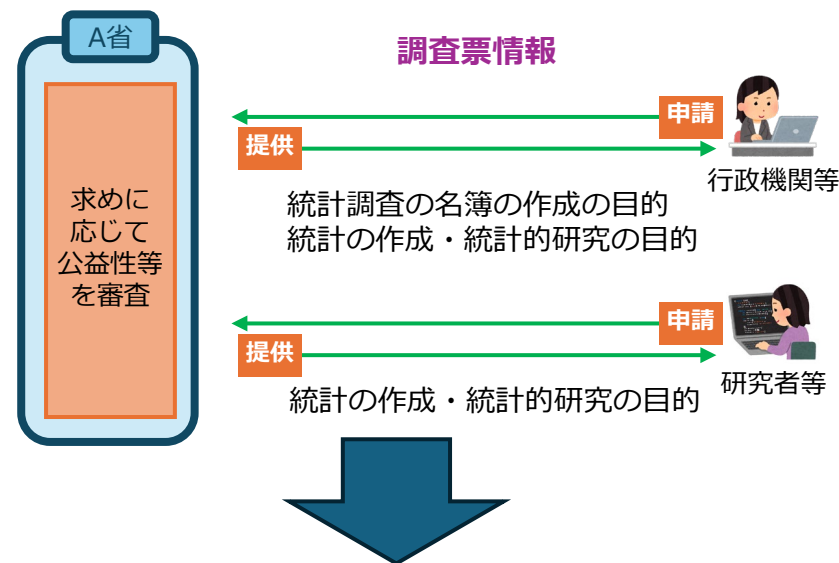
第二十七条

2 **行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等**は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

- 一 **その行う事業所に関する統計調査その他の事業所に関する統計を作成するための調査の対象の抽出**
- 二 **その行う事業所に関する統計の作成**

調査票情報の二次的利用の場合は、以下のとおり統計的研究等を利用目的に含め、提供先を規定

（以下の見直しについて、第3回研究会で検討予定）



改正案

- 事業所母集団データベースの利用目的を調査票情報の二次的利用制度と同じレベルにそろえるとともに、情報提供先を当該利用目的に応じて拡充することにより、官民で活用できる情報基盤としての利用価値を拡大する規定として整備できないか。